

## 特定非営利活動法人日本電磁波エネルギー応用学会定款

### 新旧対照表

新	旧
<p>(理事会の議決)</p> <p><b>第34条</b> 理事会における議決事項は、<b>第32条</b>第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、あらかじめ通知しない事項については、出席者総数の2分の1以上の議決により議題とすることができる。</p> <p>2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>附則 この定款は、平成30年5月25日から施行する。</p>	<p>(理事会の議決)</p> <p><b>第34条</b> 理事会における議決事項は、<b>第33条</b>第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、あらかじめ通知しない事項については、出席者総数の2分の1以上の議決により議題とすることができる。</p> <p>2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>

--	--